ききょうの里短期入所生活介護事業所運営規程

（短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護）

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人桔梗会が設置するききょうの里短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）において実施する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態又は要支援状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　指定短期入所生活介護の提供においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。又、指定介護予防短期入所生活介護の提供において、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

２　事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

３　事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。

４　事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

５　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

６　事業の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

７　事業の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

（事業の運営）

第３条　事業の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第４条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　ききょうの里短期入所生活介護事業所

（２）所在地　群馬県沼田市横塚町９５７番地２

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第５条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）管理者　１名（兼務）

従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定短期入所生活介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

（２）医師　１名（兼務）

医師は、利用者の診察及び保健衛生の管理指導を行う。

（３）生活相談員　２名以上（従来型及びユニット型と兼務）

生活相談員は、利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務を行う。

（４）看護職員　３名以上（従来型及びユニット型と兼務）

看護職員は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護及び介護を提供する。

（５）介護職員　１７名以上（従来型及びユニット型と兼務）

介護職員は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護の補助及び介護を提供する。

（６）栄養士又は管理栄養士　１名以上（従来型及びユニット型と兼務）

栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。

（７）機能訓練指導員　１名以上（従来型及びユニット型と兼務）

機能訓練指導員は、利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導を行う。

（８）事務職員　３名以上（従来型及びユニット型と兼務）

必要な事務を行う。

（利用定員）

第６条　事業所の利用定員は次のとおりとする。

（１）併設型　１０名

（２）空床利用型　特別養護老人ホームききょうの里の定員２名以内

（事業内容）

第７条　事業内容は、次のとおりとする。

（１）介護

（２）食事

（３）機能訓練

（４）健康管理

（５）相談援助

（６）その他のサービス提供

（７）送迎

（利用料等）

第８条　指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成１２年２月１０日厚生労働省告示第１９号）によるものとする。

２　指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるも

のとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成１８年３月１４日厚生労働省告示第１２７号）によるものとする。

３　次条に定める通常の送迎の実施地域を越えて行う事業の送迎を行った場合は、１キロメートル毎に３０円とする。

４　食事の提供に要する費用については、利用料金表の金額を徴収する。

５　滞在に要する費用については、利用料金表の金額を徴収する。

６　理美容代に要する費用については、利用料金表の金額を徴収する。

７　その他、事業において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。

８　第４項及び第５項の費用について、介護保険法施行規則第８３条の６〔第９７の４〕の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあっては、当該認定証に記載されている負担限度額と第４項及び第５項に掲げる費用の額に基づいて実際に支払った額と比較して、どちらか低い方の額とする。なお、第５項について、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（厚生省告示第２１号）により従来型個室の入所者が多床室に係る当該費用の額を算定する者にあっては、多床室の費用の額の支払いを受ける。

９　前８項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又その家族に対して利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

１０　事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

１１　費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

１２　法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は家族に対して交付する。

（通常の送迎の実施地域）

第９条　通常の送迎の実施地域は、沼田市の区域とする。

（衛生管理等）

第１０条　事業を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

２　事業所は、感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（３）　事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第１１条　居室、共用施設、敷地その他の利用に当たっては、本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。

（緊急時等における対応方法）

第１２条　従業者は、事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずることとともに、管理者に報告する。

２　事業所は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

３　事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

４　事業所は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第１３条　事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

２　事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（苦情処理）

第１４条　事業所は、事業の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

２　事業所は、提供した事業の提供に関し、介護保険法第２３条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第１５条　事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

２　事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第１６条　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図るものとする。

（２）虐待防止のための指針を整備する。

（３）虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束に関する事項）

第１７条　事業所は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

２　事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

（１）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

（２）身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

（３）介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（地域との連携）

第１８条　事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第１９条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第２０条　事業所は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、業務の執行体制についても検証、整備する。

２　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

５　事業所は、事業に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低５年間は保存するものとする。

６　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人桔梗会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、平成１２年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成１４年　１月　１日から施行する。
この規程は、平成１４年１０月　１日から施行する。
この規程は、平成１８年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成２１年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成２４年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成２５年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成２６年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成２７年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成２７年　８月　１日から施行する。
この規程は、平成２９年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成３０年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成３０年　８月　１日から施行する。
この規程は、令和　元年１０月　１日から施行する。
この規程は、令和　３年　４月　１日から施行する。
この規程は、令和　３年　８月　１日から施行する。
この規程は、令和　４年１０月　１日から施行する。
この規程は、令和　６年　４月　１日から施行する。
この規程は、令和　６年　６月　１日から施行する。
この規程は、令和　６年　８月　１日から施行する。

ききょうの里短期入所生活介護事業所

利　用　料　金　表

１　食費・居住費の費用

（１）　介護保険負担限度額認定者以外

料金の種類	金　　額
食事の提供に要する費用	朝食　４０１円／回 昼食　５２２円／回 夕食　５２２円／回
居住に要する費用	従来型個室　１，２３１円／日

	多床室　　９１５円／日

（２） 介護保険負担限度額認定者

料金の種類	金　　額
食事の提供に要する費用 （介護保険負担限度額認定者）	第１段階認定者　　３００円／日
	第２段階認定者　　６００円／日
	第３段階認定者①　　１，０００円／日
	第３段階認定者②　　１，３００円／日
居住に要する費用 （介護保険負担限度額認定者）	第１段階認定者　従来型個室　３８０円／日 多床室　なし
	第２段階認定者　従来型個室　４８０円／日 多床室　４３０円／日
	第３段階認定者　従来型個室　８８０円／日 多床室　４３０円／日

２居宅介護サービス費（介護保険負担割合証に１割と記載されている場合）

区分	項　　目	金　　額
基本	要介護１	従来型個室・多床室　６０３円／日
	要介護２	従来型個室・多床室　６７２円／日
	要介護３	従来型個室・多床室　７４５円／日
	要介護４	従来型個室・多床室　８１５円／日
	要介護５	従来型個室・多床室　８８４円／日
加算	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	１００円／月
	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	２００円／月
	機能訓練体制加算	１２円／日
	夜勤職員配置加算（Ⅲ）	１５円／日
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	２００円／日
	若年性認知症利用者受入加算	１２０円／日
	送迎加算	片道につき　１８４円／回
	緊急短期入所受入加算	９０円／日
	療養食加算	８円／日
	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	１０円／月
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	２２円／日
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	１８円／日
	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	６円／日
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	本サービスの介護報酬総単位数の１４．０％（区分支給限度額の範囲外で加算となります。）

※なお、介護保険負担割合証に２割又は３割と記載されている場合は、総単位数に割合を乗じた額です。

３　その他の費用

料金の種類	金　　額
特別な食事の費用	実　　費
通常の事業地域を越えて行う送迎サービス	１キロメートルごと　　３０円／km
理美容代（カットのみ）	理美容業者に直接支払・税込　１，７００円／回

主な職種の勤務体制　【介護老人福祉施設（従来型）と兼務】

職　種	勤　務　時　間
１．管理者（施設長） 生活相談員 介護支援専門員 管理栄養士 栄　養　士	８：３０ ～ １７：３０
２．医師（内　科） （歯　科）	毎週火曜日　１３：００ ～ １４：００ 不定期
３．介　護　職　員	朝番勤務　７：００ ～ １６：００ 早番勤務　７：３０ ～ １６：３０ 日勤勤務　８：３０ ～ １７：３０ 日勤Ａ　９：００ ～ １８：００ 遅番Ａ　９：３０ ～ １８：３０ 遅番勤務　１０：００ ～ １９：００ 夕番勤務　１０：３０ ～ １９：３０ 夜勤勤務　１６：００ ～ 翌９：００
４．看　護　職　員 機能訓練指導員	早番勤務　７：３０ ～ １６：３０ 日勤勤務　８：３０ ～ １７：３０ 遅出Ａ　９：００ ～ １８：００ 遅出Ｂ　９：３０ ～ １８：３０ 夕番勤務　１０：００ ～ １９：００

☆土日は上記と若干異なります。

ききょうの里短期入所生活介護事業所（介護予防）

利　用　料　金　表

１　食費・居住費の費用

（１）介護保険負担限度額認定者以外

料金の種類	金　　額	
食事の提供に要する費用	朝食	４０１円／回
	昼食	４０１円／回
	夕食	５２２円／回
居住に要する費用	従来型個室	１，２３１円／日
	多床室	９１５円／日

（２）介護保険負担限度額認定者

料金の種類	金　　額		
食事の提供に要する費用（介護保険負担限度額認定者）	第１段階認定者		３００円／日
	第２段階認定者		６００円／日
	第３段階認定者①		１，０００円／日
	第３段階認定者②		１，３００円／日
居住に要する費用（介護保険負担限度額認定者）	第１段階認定者	従来型個室	３８０円／日
		多床室	なし
	第２段階認定者	従来型個室	４８０円／日
		多床室	４３０円／日
	第３段階認定者	従来型個室	８８０円／日
		多床室	４３０円／日

２居宅介護サービス費（介護保険負担割合証に１割と記載されている場合）

区分	項　　目	金　　額	
基本	要支援１	従来型個室・多床室	４５１円／日
	要支援２	従来型個室・多床室	５６１円／日
加算	生活機能向上連携加算（Ⅰ）		１００円／月
	生活機能向上連携加算（Ⅱ）		２００円／月
	機能訓練体制加算		１２円／日
	認知症行動・心理症状緊急対応加算		２００円／日
	若年性認知症利用者受入加算		１２０円／日
	送迎加算	片道につき	１８４円／回
	療養食加算		８円／日
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		２２円／日
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）		１８円／日

	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	６円／日
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	本サービスの介護報酬総単位数の１４．０％（区分支給限度額の範囲外で加算となります。）

※なお、介護保険負担割合証に２割又は３割と記載されている場合は、総単位数に割合を乗じた額です。

３　その他の費用

料金の種類	金　　額
特別な食事の費用	実　　費
通常の事業地域を越えて行う送迎サービス	１キロメートルごと　　３０円／㎞
理美容代	理美容業者に直接支払･税込　１，７００円／回

主な職種の勤務体制　【介護老人福祉施設（従来型）と兼務】

職　種	勤　務　時　間
１．管理者（施設長） 生活相談員 介護支援専門員 管理栄養士 栄養士	８：３０ ～ １７：３０
２．医師（内　科） （歯　科）	毎週火曜日　１３：００ ～ １４：００ 不定期
３．介護職員	朝番勤務　７：００ ～ １６：００ 早番勤務　７：３０ ～ １６：３０ 日勤勤務　８：３０ ～ １７：３０ 遅番勤務　１０：００ ～ １９：００ 夕番勤務　１０：３０ ～ １９：３０ 夜勤勤務　１６：００ ～ 翌９：００
４．看護職員 機能訓練指導員	早番勤務　８：３０ ～ １７：３０ 日勤勤務　９：００ ～ １８：００ 遅出勤務　９：３０ ～ １８：３０

☆土日は上記と若干異なります。